

徳島県病院局管理規程第三号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第四条の表を次のように改める。

課	分掌事務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 公印の管守に関する事。 二 文書の收受発送編さん及び保存に関する事。 三 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。 四 職員の定数に関する事。 五 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関する事。 六 職員の研修及び福利厚生に関する事。 七 諸規程その他法規に関する事。 八 労働組合に関する事。 九 職員の監察に関する事。 十 病院の情報システムの企画、開発及び管理に関する事。 十一 他の課に属しない事務に関する事。
経営改革課	<ul style="list-style-type: none"> 一 予算の編成及び執行に関する事。 二 業務状況の公表に関する事。 三 出納事務及び決算に関する事。 四 企業債に関する事。 五 資産の管理、取得及び処分に関する事。 六 医事に関する事。 七 経営計画の企画及び推進に関する事。 八 病院の施設整備及び改築に関する事。

第八条第二項の表中「課長補佐」の項を次のように改める。

課長補佐	必要な医療局等	上司の命を受け、病院の重要施策又は重要事業の推進に関する事務又は業務を処理する。
------	---------	--

第八条第三項の表中「ベッドコントロールセンター長」の項を削り、次のように加える。

コマンドセンター長	中央病院	上司の命を受け、コマンドセンターに属する業務を総括する。
周産期母子センター長	中央病院	上司の命を受け、周産期母子センターに属する業務を総括する。

別表第二中央病院の項中「薬剤科」を「薬剤第一科 薬剤第二科」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。